

# 「日本版セントラル方式」における 調査対象区域の選定の考え方

2022年9月30日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

# 1. 「日本版セントラル方式」におけるJOGMECの調査

- 洋上風力の案件形成における課題として、複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率であるほか、それに伴い地元漁業における操業調整等の負担が生じている。
- これら弊害を解消するために、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組みとして、「日本版セントラル方式」を確立することが必要。
- この「日本版セントラル方式」の一環として、JOGMECが担い手となり、洋上風力発電事業の検討に必要な調査を実施。事業者はこの調査結果を用いて事業計画の検討を行う。

※改正法の施行に合わせ、JOGMECの正式名称は「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に変更。  
なお、略称は引き続きJOGMEC (Japan Organization for Metals and Energy Security) を使用。

## 「日本版セントラル方式」における案件形成プロセスのイメージ



## 2. 調査対象区域の選定の考え方（案）

### 1. 選定における必須事項

#### （1）対象区域での調査実施に対する理解

- 調査を迅速かつ効率的に実施していくためには、調査の実施方法だけでなく、関係者との事前調整を円滑に進め、早期に調査に着手することが重要。
- そのため、区域の選定において、「対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）から、調査を実施することに対する理解が得られていること」を前提条件とする。

#### （2）JOGMEC法省令との適合性

- 改正JOGMEC法において、JOGMECが行う洋上風力発電に係る調査業務は、「経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるもの」と規定。
- 経済産業省令で定めるJOGMECの調査は、以下のいずれかに該当する地域を対象としたものとする。（※）
  - 一、海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域【経済的特性】
  - 二、二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域【社会的特性】

（※）省令は別途、所要の手續に従い制定されるため、今回の内容は基本的な考え方の案を示すものとしている。

#### 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（JOGMEC法）

##### （業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

##### 一～五（略）

六 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査、金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査（石炭の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるものであつて国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域において行われる国民経済上重要なものであつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、地熱の探査に係る調査にあつては熱源の状況の調査を含む。）並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われる風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を行うこと。

## 2. 調査対象区域の選定の考え方（案）

### 2. 選定における考慮事項（優先的に取り組む区域の選定）

- 必須事項を満たす区域については、本来であれば全て調査対象とすることが望ましいが、現実的には調査に係る予算や人員等のリソースに制約がある点を考慮することが必要。
- そのため、案件形成の加速化や導入目標の実現への貢献等の政策的観点から、**以下に掲げる事項を勘案して優先的に取り組む区域を選定**する。
  - 対象区域における**利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況**
    - 漁業・航路等の利害関係者のほか、関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮。
  - 対象区域において**想定される出力規模**
  - その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

### 3. 選定方法

#### （1）調査対象区域の選定に用いる情報

- 有望な区域の整理に向けた対応と同様に、都道府県からの情報提供に基づき対象区域の検討を行う。
- 必要に応じて関係行政機関等へ意見照会を行い、その意見内容も適宜加味する。

#### （2）調査対象区域の決定の手順

- 有望な区域の整理に向けた対応と同様に、あらかじめ、有識者を含めた中立的な第三者委員会に意見を聴取する。
- 1. 必須事項及び 2. 考慮事項とともに、第三者委員会の意見を踏まえ、経済産業省・国土交通省において調査対象区域を選定する。
- JOGMECは中期目標・中期計画等に基づき、国の政策方針と連動した取組を進めていくこととし、国が選定した区域において調査仕様等を作成し、調査を実施する。

# 洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業

## 令和5年度概算要求額 45.0億円（新規）

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課 風力政策室

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 「洋上風力産業ビジョン（第一次）」では、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの洋上風力発電の案件形成を政府目標として掲げています。
- この実現に向けて、継続的な案件形成が不可欠ですが、現状では複数の事業者が同一海域で類似した現地調査を実施しており非効率な状況が生じています。また、地元の漁業者にとっても操業調整などの負担が発生し、これが地元での反発を招き、結果として案件形成を阻害させるという事態が生じています。
- このため、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、必要となる調査等を実施する仕組みである「日本版セントラル方式」の確立に向け、現在その制度設計を進めています。
- そこで、この「日本版セントラル方式」の一環として、JOGMEC（独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構）が発電事業の採算性分析に必要な情報を得るための調査を行います。発電事業者はその調査データを活用することで適切な事業計画の策定が可能となり、それにより質の高い競争性のある事業者公募を実現するとともに、案件形成の加速化を目指します。

#### 成果目標

- 令和5年度からの事業であり、毎年度3箇所程度の区域で調査を実施し、令和22年（2040年）に3,000～4,500万kWの洋上風力発電の案件形成を目指します。

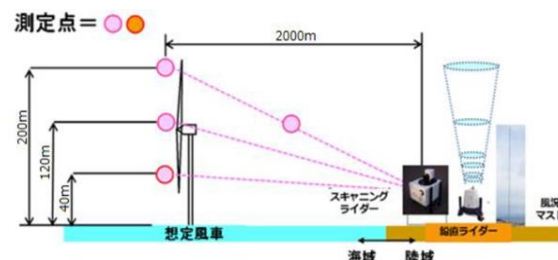
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



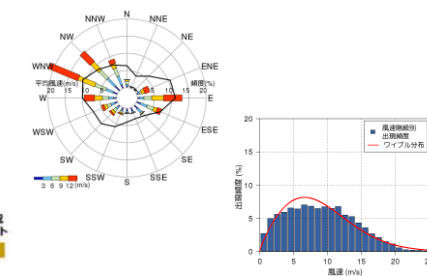
### 事業イメージ

- 洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、発電設備の基本設計に必要な風況・海底地盤に関する調査データを取得するために、各種の観測機器を用いたサイト調査を実施します。
- 調査で得られたデータは、調査対象海域で洋上風力発電事業を計画する事業者を提供することで、事業者による発電事業計画の策定を支援します。

#### <風況調査>



風況観測作業のイメージ



#### <海底地盤調査>



掘削・貫入試験で使用する機材例



物理探査で使用する機材例